

多摩市重点対策加速化事業
公共施設太陽光発電設備等導入事業
に係る事業者選定募集要項

令和 8 年 2 月

多摩市

1 趣旨

この募集要項は、市の公共施設に太陽光発電設備及び蓄電池をリース方式により導入し、平時の電源として利用することにより温室効果ガス排出量を削減することを目的として、事業者をプロポーザル方式により公募するに当たり、必要な事項を定めるものである。

2 事業概要

- (1) 事業名称：多摩市重点対策加速化事業公共施設太陽光発電設備等導入事業
- (2) 事業場所：
 - ① 多摩市貝取 1-26-1（市民活動・交流センター）
 - ② 多摩市和田 2006-4（和田・東寺方コミュニティセンター）
- (3) 契約期間：契約締結日から令和 19 年 3 月 31 日まで

3 契約目途額（上限額）

- ① 市民活動・交流センター 13,218,000 円（税込み）
- ② 和田・東寺方コミュニティセンター 9,986,000 円（税込み）

提案は①及び②を一体として提出するものとし、契約手続きは案件ごとに個別に実施する。なお、最適受託候補者は 1 事業者とする。

本事業は、国の地域脱炭素移行・再エネ推進交付金の重点対策加速化事業の活用を前提として行う。同交付金相当額については、最適受託候補者に対し、多摩市地域脱炭素移行・再エネ推進補助金交付要綱に基づく補助金（補助上限額 17,425,000 円）として交付することを予定している。

また、同時に都の区市町村公共施設等への再生可能エネルギー導入促進事業の活用も前提として行う。

契約目途額（上限額）は、両補助金を控除した積算である。

4 参加資格

参加資格は以下のとおりである。なお、時点はすべて告示日（2 月 3 日（火））とする。

- (1) 東京電子自治体共同運営電子調達サービスの競争入札参加資格者名簿に登載された者のうち、東京都内に主たる事業所（本社、本店又は支社、支店）を有する者であること。
- (2) 単独の法人又は複数の法人によって構成された共同事業者（共同事業者を構成する法人は、単独で応募することができない。また、他の応募している共同事業者の構成員となることもできない。）であること。応募申込受付期間終了後、共同事業者の構成員の変更及び追加は、原則として認めない。
- (3) 本事業を実施する体制の中に、第一種、第二種又は第三種電気主任技術者の資格を有する者を含めること。

上記資格を有する者は、本業務を実施する体制に含まれる共同事業者でも構わない。

(4) 以下のいずれの項目にも該当しないこと。

- ア 契約を締結する能力を有しない者
- イ 破産者で復権を得ない者
- ウ 市との契約等において、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当すると認められる者及びその者を代理人、支配人、その他使用人として使用する者。ただし、その事由があった後 3 年を経過した者については、この限りでない。
- エ 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続の開始の申立て、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者。ただし、更生手続の開始決定又は更生計画の認可決定がなされている場合は、この限りではない。
- オ 主たる事業所を有する所在地に係る地方税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納している者
- カ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団その他反社会的団体である者又はそれらの構成員が行う活動へ関与が認められる者
- キ 多摩市指名業者指名停止基準（昭和 59 年 6 月 13 日）の規定に基づく指名停止措置期間中にある者

5 提出書類

原則として、紙資料にて提出すること。また、以下（1）～（4）の他に市が別途書類の提出を求めることがある。なお、追加としてデータを保存した電子媒体（CD-R）を求める場合がある。

（1）企画競争参加申請書（様式 1）

（2）会社概要（様式 2）

（3）参加資格に係る書類

以下の書類を添付すること。

ア 電気主任技術者の資格証の写し

イ 登記事項証明書、印鑑証明書

ウ 誓約書（様式 3）

エ 貸借対照表及び損益計算書

オ 納税証明書（法人住民税、法人事業税、消費税及び地方消費税）

（4）企画提案書

ア 事業の実施内容（様式 4-1）

イ 事業実施体制（様式 4-2）

ウ 過去の類似業務実績（様式4－3）※ 実績を有する場合に提出する。

エ チェックリスト（様式5）

6 企画提案書の内容

別紙標準要求書を参照の上、以下の内容で作成すること。

(1) 事業の実施内容（様式4－1）

ア 実施方針

提案の基本方針・概要・設備の平常時のシステム構成図等を記載すること。

イ 太陽光発電設備容量

各施設における想定設備容量（太陽光発電設備定格出力（kW）及びパワーコンディショナの最大定格出力（kW））を検討すること。

ウ 蓄電池設備容量

各施設における想定設備容量（蓄電池出力（kW）及び容量（kWh））を検討すること。

エ 自家消費電力量及び温室効果ガス排出削減量

- 各施設における想定自家消費電力量を検討すること。検討に当たっては、各施設の内訳と両施設合計の自家消費電力量（kWh）が最大となる考え方を示すこと。
- 温室効果ガス排出削減量は、各施設の内訳と両施設における1年間の総量を算出すること。なお、電力の二酸化炭素排出量係数は地球温暖化対策事業効果算定ガイドブック（平成29年2月環境省地球環境局公表、令和7年3月改定）で定められている0.438kg-CO₂/kWhを使用すること。

オ 設備設置仕様

- 太陽光発電設備の設置場所、設置方法（架台等）、検討において想定した設備仕様（寸法、重量等を含む。）を記載すること。
- 想定する設置場所での設置方法は、JIS C8955に定められている荷重（風圧、積雪、地震等）に耐え得る構造であること。

カ 非常時・停電時に利用可能なシステム

以下の点を含め、非常時・停電時の利用方法を提案すること。

- 非常時・停電時のシステム構成図
- 非常時・停電時の利用、操作方法（特定負荷への供給の有無、停電時に必要な機器の操作及び配線作業の要否等）
- 自立運転時に太陽光発電設備等から使用可能な出力（kW）

キ リース料金及び発電設備導入前後の電気料金（参考見積）

- リース料金は契約ごとにリース期間中は均等払いとし、市が提示した契約目途額（上限額）を基に、多摩市地域脱炭素移行・再エネ推進補助金及び区市町村公共施設等への再生可能エネルギー導入促進事業を併用活用した場合の料金を提案すること

と。

- ・ 本事業の実施に係る総事業費及びその内訳、補助対象経費の額を示すこと。
- ・ エで見込んだ電気の自家消費量に相当する電気料金の削減額を提案し、削減額の考え方、条件を付記すること。
- ・ リース期間終了後は、市へ設備の無償譲渡を行う。無償譲渡後の10年間当該設備を運用することとした場合に、市が負担すべき保守、維持管理費用（機器の交換を含む。）の概算額について付記すること。

(2) 事業実施体制（様式4－2）

ア 事業実施体制図

イ 工事計画概要（設備導入工程表）、実施体制（本業務に従事予定の総括責任者、担当者、予定技術者経歴書、資格証の写し等を記載）、事業フロー及びリース期間における維持管理等のスケジュール

ウ 市内の事業者の活用の提案（活用することができる場合に記載する。）

エ リース期間における維持管理・メンテナンス等の計画（定期点検、遠隔監視の有無等）、実施体制

オ 代表事業者の経営状況（3年間）

　貸借対照表、経常利益（又は営業利益率）、流動比率、自己資本比率等

カ 点検時の対応体制図、故障・緊急時の連絡方法

キ 契約期間中のリスクに対する対策

　損害保険の補償額、適用範囲、その他の対策等を記載すること。

ク 事業実施に関する保証

　設備の導入及び契約期間中において設定する全ての保証内容

(3) 過去の類似業務実績（様式4－3）

　実績を証明するものとして、契約書や仕様書、協定書等の写しを提出すること（契約が証明できる部分のみの写しでよい。）。

(4) チェックリスト（様式5）

　様式4－1及び様式4－2に記載をしたものに○をつけること。

7 企画提案書作成に当たっての留意事項

- （1）事業者が特定できる要素の記載については禁止とする（企業名・ロゴ等の記載）。
- （2）A4縦版横書きを基本とすること。一部A3版の使用も認めるが、その場合はA4版の大きさに折って綴じること。
- （3）枚数に制限は設けないが、企画提案書は簡潔にまとめること。
- （4）両面印刷とし、ページの通し番号を付すこと。
- （5）様式4－1から様式4－3は、各様式に定められた記載すべき内容を網羅していれば、

レイアウト変更を含めて任意の様式の作成を認める図表等を記載してもよい。なお、読み取りやすい文字サイズ等に留意すること。

- (6) 表紙を付け、表題を記載すること。
- (7) 提出できる企画は、1提案者につき1案までとし、複数案の提案は認めない。また、1案の中に複数パターンの企画が含まれる提案も認めない。

8 提出方法等

(1) 提出の形式・部数

ア 企画競争参加申請書（様式1）、会社概要（様式2）、参加資格に係る書類：各1部
イ 企画提案書：8部（正本1部、副本7部）

(2) 提出期限

ア 企画競争参加申請書（様式1）、会社概要（様式2）、参加資格に係る書類：
令和8年2月19日（木）午後5時（必着）

- ・ 提出が無い者からの企画提案は受け付けない。
- ・ 参加資格の審査を行い、令和8年2月24日（火）までに結果を通知する。
- ・ 参加資格があると認めた者に対し、各施設の図面、構造計算書又は構造計算概要書及び各施設の1年間の電力使用量の30分値を提供する。
- ・ 企画競争参加申請書提出後に参加を取りやめる場合は、下記（3）へ連絡すること。

イ 企画提案書：令和8年3月27日（金）午後5時（必着）

(3) 提出場所

〒206-8666 東京都多摩市関戸6-12-1 多摩市役所東庁舎1階

多摩市環境部環境政策課 担当：廣田、間中

Tel：042-338-6831

メールアドレス：tm291000@city.tama.tokyo.jp

郵送又は直接持参とする。ただし、企画競争参加申請書等については、電子メール（Eメール）での提出も可とする（送信した旨、連絡すること。）。

9 質問の受付及び回答

本事業の企画提案に関する質問は、「質問書」（様式6）を提出するものとする。

(1) 質問受付

ア 受付期間

令和8年2月3日（火）から令和8年3月13日（金）正午まで

イ 提出方法

電子メール（Eメール）で受け付ける。電子メール（Eメール）の件名は「多摩市重

点対策加速化事業公共施設太陽光発電設備等導入事業に関する質問」とすること。電子メール（Eメール）送付後、電話により提出先へ確認すること。

ウ 提出先

担当課のメールアドレス（tm291000@city.tama.tokyo.jp）に提出すること。

(2) 回答

令和8年3月18日（水）午後5時までに、市ホームページ上にすべての質問に対する回答を掲載する（質問を行った法人名等は公表しない。）。なお、受付期間中に到着しなかった質問に対しては、回答しない。また、回答に対する再質問は原則受け付けない。

10 企画提案の審査・スケジュール

(1) 第一次（書類）審査

企画提案は、審査委員会において審査する。審査に当たっては、審査委員会の各委員が「審査基準」に基づき採点し（1,200点満点（審査員一人につき、165点満点））、合計点が最低基準点（満点の5割）を上回った者のうち、得点が高い順にランク付けを行い、上位3者を第一次審査通過者とする。また、第一次審査通過者以外で最も得点の高かった者のうち、最低基準点を上回った者を第一次審査の次席者とし、第一次審査通過者の中から辞退などにより欠員が出たときに第二次審査に進むものとする。

なお、同点の場合でランク付けを明確にする必要がある場合は、審査員の投票で決する。投票においても同数の場合は、委員長により決する。

(2) 第二次（プレゼンテーション・ヒアリング）審査

第一次審査通過者からプレゼンテーションを受け、あわせてヒアリングを行った上で、審査委員会において審査する。審査に当たっては、審査委員会の各委員が「審査基準」に基づき採点し（300点満点（審査員一人につき、50点満点））、第一次審査の得点と第二次審査の得点を合わせた合計点の高い順にランク付けを行い、最適受託候補者及び次席者を選定する。

なお、同点の場合でランク付けを明確にする必要がある場合は、審査員の投票で決する。投票においても同数の場合は、委員長により決する。

(3) スケジュール

本件に係るスケジュール（予定）は以下のとおりとする。

公募開始	令和8年2月3日（火）から
質問受付	令和8年2月3日（火）から 令和8年3月13日（金）正午まで
企画競争参加申請書、会社概要、参加資格に係る書類の提出期限	令和8年2月19日（木）午後5時まで
対象施設に係る資料の提供	企画競争参加申請書提出者に提供する。た

	だし、参加資格決定通知を受けた者に限る。
参加資格確認結果通知書送付	令和8年2月24日（火）までに行う。
質問に対する回答のホームページへの掲載	令和8年3月18日（水）までに行う。
企画提案書の提出期限	令和8年3月27日（金）午後5時まで
第一次（書類）審査	令和8年4月2日（木）予定
第一次審査結果通知	令和8年4月3日（金）予定
第二次（プレゼンテーション・ヒアリング）審査	令和8年4月17日（金）予定
最適受託候補者の発表（第二次審査結果通知）	令和8年5月14日（木）予定

（4）第一次（書類）審査

ア 日時

令和8年4月2日（木）予定

イ 第一次審査の結果

第一次審査通過者は上位3者とする。また、確定後速やかに対象者全員に文書により通知するが、審査の過程は公表しない。

（5）第二次（プレゼンテーション・ヒアリング）審査

ア 日時

令和8年4月17日（金）予定

イ 会場

多摩市役所会議室（予定）※ 日時及び会場の詳細は別途通知する。

ウ 出席者

総括責任者を含む5名以下とすること。

エ 発表方法

企画提案書を用いた説明とする。

オ 発表時間

1 提案者当たりプレゼンテーション20分、質疑（ヒアリング）10分（予定）。なお、企画提案者数に応じて変更する場合がある。

（6）選定結果の通知（最適受託候補者の発表）

選定結果は、第二次審査後、参加者全員に文書により通知し、また、市ホームページで公表する。

11 契約の締結等

選定した最適受託候補者と標準要求書に基づき詳細を協議し、詳細設計等の事業者自らが事業の安全性等を確認した書類について市の確認を受けた後、最適受託候補者として確

定とし、契約目途額（上限額）の範囲内で契約を締結する。また、最適受託候補者は平行して都の区市町村公共施設等への再生可能エネルギー導入促進事業に基づく交付申請を行い、交付決定通知受領後、設備メーカー・施工業者と設備・工事契約を行うものとする。なお、協議が不調に終わった場合や、失格要件の事項に該当する場合には、多摩市重点対策加速化事業公共施設太陽光発電設備等導入事業に係る審査委員会（以下「審査委員会」という。）において次点とされた者と交渉する場合がある。

12 その他の留意事項

（1）著作権等に関する事項

- ア 企画提案書の著作権は原則として各提案者に帰属する。ただし、採用した企画提案書等の著作権は市に帰属する。
- イ 提案者は、市に対し、提案者が企画提案書を創作したこと並びに第三者の著作権、著作人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権をも侵害するものではないことを保証するものとする。
- ウ 企画提案書の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、提案者は、自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ市に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。
- エ 提出された企画提案書その他本件企画競争の実施に伴い提出された書類について、多摩市情報公開条例（平成12年多摩市条例第53号）に基づき公開請求があったときは、同条例の定めるところにより公開する場合がある。

（2）提出された企画提案書は返却しない。また、提出後の企画提案書の訂正、追加及び再提出は認めない。

- （3）提出書類は、本事業の実施以外の目的には使用しない。
- （4）本企画提案に係る一切の費用は、参加者の負担とする。
- （5）採用となった企画提案については、企画内容の一層の充実を図るために市と最適受託候補者の協議により、内容の一部を調整する場合がある。

13 失格要件

企画競争参加申請書提出後に以下のいずれかに該当すると判明した場合は、企画提案書類を受け付けず、若しくは評価をせず、又は最適受託候補者としての選定を取り消すものとする。

- （1）参加資格を満たしていないことが判明し、又は満たさないこととなったとき。
- （2）提案書類に虚偽の記載をしたことが判明したとき。
- （3）不正な利益を図る目的で実施委員等と接触し、又は利害関係を有することとなったとき。

- (4) 提出した企画提案書の内容が標準要求書の水準を満たしていないことが明らかであると認められるとき。
- (5) その他、審査委員会が不適切と判断したとき。